

第	第	第
號	號	號
送	送	送
日	日	日
月	月	月
年	年	年

課に於て浄書し文書課ニ交付せらるゝ別紙申付
 律案及勅令案ハ日本紙ニ毛筆ヲ以テ浄書ス
 ルモノカモトシテ「タイプライター」ニ依リテ「ハカ
 ー」ヲ用ヒサスモノヲ以テセラル、標致取

發文第七一號

大正十五年四月十二日

内務大臣官房文書課長



警務局長内

内閣文書ノ件

内閣官房總務課長ヨリ左記ノ通依命通牒有之
 候條右ノ趣旨勵行方御留相成候様致度

依命通牒

從來内閣宛送付スヘキ文書ニシテ往々其ノ封筒面ノ届先又側
 書表示ノ適當ナラサル爲到着著シク遅延シ又接受シタル場
 合徒ニ時間ヲ費スコトアル等事務上ノ支障甚カラス候付

八

ヲハ己ニ御留意ノ向キ有之候コトト存シ候ニ共左記事項一
層勵行方御配意相煩度

一 内閣總理大臣又ハ内閣書記官長宛文書(恩給請求書統計
報告等)直接其ノ事務局へ送付スヘキモノヲ除クハ内閣總理大臣
又ハ内閣書記官長ニ於テ必ス直接披見スルヲ要スル秘密文
書ノ外總テ宮城内内閣官房總務課宛ニ送付スルコト

二 一般ニ封筒面ニ記載シタル宛名人ニ於テ當該公文書ヲ必
ス直接披見スルヲ要スルモノノ外親展レノ封筒側書ヲ
爲ササルコト

三 單ナル通報ニ屬スル極ノテ輕微ナルモノ又ハ主任者ノ
當ニ知悉セラレ居ル人事ニ關スル書類等ヲ除クハ外
總テ當該公文書ノ交抄主任者ヲ(何局何課誰)欄
外其他適當ノ所ニ附記スルコト

内務省事務官牙田口節

大正十五年五月十日

内務省事務官白川長

補有取書長茂

豫選校系員方自録之變之件

本件之變之件多回致成爲ノ由照慢致其多々
此ノ種ノ投函ノ爲メ自録ノ封シテハ本抄之件
リ内務省事務官茂

右依事